

下松市『介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護』 サービスコード表 (A2)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割					39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割					77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割					123	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき

下松市『介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護』 サービスコード表 (A2)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 221/1000 加算
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 208/1000 加算
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 200/1000 加算
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 187/1000 加算
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 184/1000 加算
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 163/1000 加算
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の 163/1000 加算
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の 158/1000 加算
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の 142/1000 加算
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の 139/1000 加算
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算			

※ 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能